

# 指定居宅介護支援事業所の運営規程

## ちあいナースケア運営規程

### (事業の目的)

第1条 営利法人 株式会社ちあいが開設するちあいナースケア（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ちあいナースケア
- ② 所在地 愛知県刈谷市末広町 1-12-11 請村店舗2号室

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 介護支援専門員は、指定居宅支援の提供に当たる。

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。  
（常勤職員1名以上、専従1名以上、兼務1名、管理者と兼務、非常勤0名以上）

- ③ 事務職員 1名  
（非常勤1名）

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- |   |                |                         |
|---|----------------|-------------------------|
| ① | 利用者の相談を受ける場所   | 第3条に規定する事業所内            |
| ② | 使用する課題分析票の種類   | 居宅サービス計画ガイドライン          |
| ③ | サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅(等) |
| ④ | 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回                   |
| ⑤ | モニタリングの結果記録    | 1ヶ月に1回                  |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、刈谷市、安城市、高浜市、知立市 とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 (事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ちあいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

|     |                        |                         |
|-----|------------------------|-------------------------|
| 附 則 | この規程は、平成27年1月1日から施行する。 | この規程は、平成27年8月17日に改定する。  |
|     | この規程は、平成27年10月1日に改定する。 | この規程は、平成28年4月1日に改定する。   |
|     | この規程は、平成28年5月9日に改定する。  | この規程は、平成28年7月1日に改定する。   |
|     | この規程は、平成28年8月1日に改定する。  | この規程は、平成28年9月1日に改定する。   |
|     | この規程は、平成29年2月1日に改定する。  | この規程は、平成29年5月1日に改定する。   |
|     | この規程は、平成29年2月1日に改定する。  | この規程は、平成30年4月9日に改定する。   |
|     | この規程は、平成29年2月1日に改定する。  | この規程は、平成30年5月1日に改定する。   |
|     | この規程は、平成30年9月21日に改定する。 | この規程は、平成30年12月14日に改定する。 |

この規程は、平成31年1月1日に改定する。  
この規程は、令和1年10月5日に改定する。  
この規程は、令和2年2月1日に改定する。  
この規程は、令和2年5月1日に改定する。  
この規程は、令和4年10月1日に改定する。  
この規程は、令和5年6月30日に改定する。  
この規程は、令和5年9月1日に改定する。

この規程は、令和1年9月5日に改定する。  
この規程は、令和1年11月1日に改定する。  
この規程は、令和2年4月1日に改定する。  
この規程は、令和4年8月1日に改定する。  
この規程は、令和5年1月25日に改定する。  
この規程は、令和5年8月1日に改定する。  
この規程は、令和6年4月1日に改定する。